

# 北名古屋市庁舎のあり方について

## 提言書(案)

令和7年11月18日

北名古屋市庁舎のあり方検討委員会

# 目 次

|                        |   |
|------------------------|---|
| はじめに .....             | 1 |
| 1 庁舎の概要 .....          | 2 |
| (1) 西庁舎                |   |
| (2) 東庁舎                |   |
| 2 庁舎の現状と分庁舎方式の課題 ..... | 4 |
| (1) 庁舎の現状              |   |
| (2) 分庁舎方式の課題           |   |
| 3 統合庁舎の必要性 .....       | 5 |
| 4 将来的な庁舎のあり方について ..... | 6 |
| 5 統合庁舎実現に向けた意見 .....   | 6 |
| (1) 合意形成について           |   |
| (2) 統合庁舎の整備手法について      |   |
| (3) 統合庁舎の立地、アクセスについて   |   |
| (4) 統合庁舎の機能等について       |   |
| (5) その他の配慮・検討事項について    |   |
| おわりに .....             | 9 |

## はじめに

北名古屋市は合併により平成１８年に誕生し、旧師勝町役場を東庁舎、旧西春町役場を西庁舎として、二つの庁舎を活用する分庁舎方式で行政運営をスタートしましたが、北名古屋市の庁舎のあり方については、合併当初から大きな課題とされています。

これまでも、外部有識者等により構成された北名古屋市庁舎検討委員会により、庁舎のあり方検討がなされ、「税収の落ち込み、地方自治体を取り巻く急激な変化等を勘案し、多額の費用を要する新庁舎建設は市民の賛同を得がたいと考え、東西庁舎については、庁舎耐震化工事の実施に留めることが最適である。」とする報告書が、平成２２年に取りまとめられたことから、北名古屋市は、今日まで分庁舎方式を継続してきた経緯があります。

しかしながら、前回の庁舎のあり方検討から１５年が経過し、東西庁舎ともに築後５０年前後となり、建物の物理的耐用年数も迫りつつある中、施設の老朽化等の問題が顕在化しており、北名古屋市は、改めて分庁舎方式を継続するのか、庁舎を一つにまとめ統合庁舎とするのか、検討が必要な時期にきています。

このような状況を受け、本委員会では、東西庁舎の現状及び課題の分析を行い、各委員が様々な角度から意見を出し合い、将来的な庁舎のあり方について全５回にわたり、協議・検討を重ねてきました。

この提言書は、北名古屋市の将来的な庁舎のあり方の方向性を示すとともに、今後、市がさらなる検討を進める際に尊重していただきたい事項をまとめたものです。

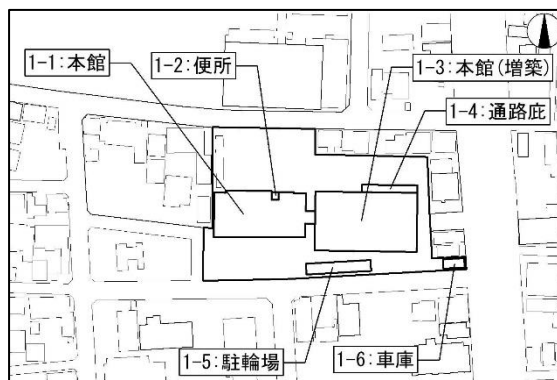
本委員会の意見を踏まえ、長期的な視点に立ち、かつ計画的に庁舎のあり方についての議論を進めていただくことを委員一同、期待します。

令和７年１１月１８日

北名古屋市庁舎のあり方検討委員会  
委員長 鈴木 温

# 1 庁舎の概要

## (1) 西庁舎



所在地: 西之保清水田15番地

敷地面積: 6,323.88 m<sup>2</sup>

(うち借地: 1,435.65 m<sup>2</sup>)

借地料: 約 480 万円/年

用途地域: 第一種中高層住居専用  
地域

駐車場: 66 台

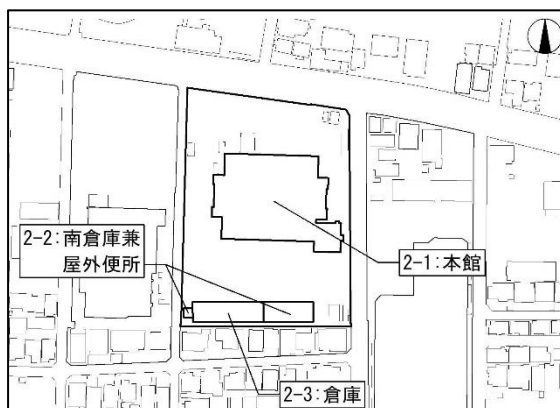
### (建物諸元)

| 施設名 | 建物名         | 構造   | 階数  | 延床面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 建築年度 |     | 築年数<br>(2025時点) |
|-----|-------------|------|-----|---------------------------|------|-----|-----------------|
|     |             |      |     |                           | 西暦   | 和暦  |                 |
| 西庁舎 | 本館          | RC   | 地上4 | 4,577.39                  | 1974 | S49 | 51              |
|     |             |      | 地下1 |                           |      |     |                 |
|     | 便所          | S    | 1   | 9.80                      | 1996 | H8  | 29              |
|     | 本館<br>(増築棟) | RC+S | 4   | 3,318.06                  | 2015 | H27 | 10              |
|     | 通路庇         | S    | 1   | 83.68                     | 2015 | H27 | 10              |
|     | 駐輪場         | その他  | 1   | 66.50                     | 2015 | H27 | 10              |
|     | 車庫          | S    | 1   | 27.45                     | 2015 | H27 | 10              |

### (各課配置状況)

|    | 本館                                  | 増築棟                               |
|----|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 4階 | 会議室                                 |                                   |
| 3階 | 【総合政策部】<br>政策調整課、秘書広報課、人事課          | 【総合政策部】<br>情報推進課                  |
| 2階 | 【建設部】<br>施設管理課、都市整備課、<br>商工農政課、下水道課 | 【生活安全部】<br>危機管理課、環境課、<br>まちづくり推進課 |
| 1階 | 【総務部】<br>総務課、財政課                    | 【総務部】<br>税務課、収納課                  |
|    | 【会計管理】<br>会計課                       |                                   |

(2) 東庁舎



所在地:熊之庄御櫛 60 番地

敷地面積:7,435.10 m<sup>2</sup>

(うち借地:6,350.10 m<sup>2</sup>)

借地料:約 1,970 万円

用途地域:第一種中高層住居専用  
地域

駐車場:75 台(+周辺 69 台)

(建物諸元)

| 施設名 | 建物名          | 構造 | 階数         | 延床面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 建築年度 |     | 築年数<br>(2025時点) |
|-----|--------------|----|------------|---------------------------|------|-----|-----------------|
|     |              |    |            |                           | 西暦   | 和暦  |                 |
| 東庁舎 | 本館           | RC | 地上4<br>地下1 | 6,181.29                  | 1977 | S52 | 48              |
|     | 南倉庫兼<br>屋外便所 | S  | 1          | 152.60                    | 1977 | S52 | 48              |
|     | 倉庫           | S  | 2          | 439.40                    | 1988 | S63 | 37              |

(各課配置状況)

|    |                                     |                   |               |
|----|-------------------------------------|-------------------|---------------|
| 4階 | 【議会事務局】<br>議事課                      |                   |               |
| 3階 | 【教育部】<br>学校教育課、生涯学習課、スポーツ課          | 【監査委員事務局】<br>監査課  |               |
| 2階 | 【福祉こども部】<br>社会福祉課、子育て支援課、保育課、こども家庭課 |                   |               |
| 1階 | 【市民健康部】<br>市民課、国保医療課                | 【福祉こども部】<br>高齢福祉課 | 【会計管理】<br>会計課 |

## 2 庁舎の現状と分庁舎方式の課題

東西庁舎の現状及び課題の分析を行った結果を、以下のとおり整理します。

### (1) 庁舎の現状

#### ア 庁舎の老朽化

西庁舎は築後 51 年、東庁舎は築後 48 年が経過し、一般的なコンクリート建物の耐用年数が 60 年程度と言われている中、施設の老朽化が顕在化している状況です。

このまま両庁舎を活用する分庁舎方式を継続していくためには、建物の構造躯体から改修し、建物の寿命を延ばす長寿命化改修を東西庁舎ともに実施する必要があります。

#### イ 庁舎の耐震改修の状況

平成 22 年度の北名古屋市庁舎検討委員会の提言を受け、東西庁舎については、不足する耐震性能を人命の安全確保が図られる程度（構造耐震指標（ $I_s$  値）＝0.6）までに引き上げる庁舎耐震改修工事を、平成 25 年度から 29 年度にかけて実施しています。

しかしながら、 $I_s$  値 0.6 の建物は、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされていますが、今後、発生が危惧される南海トラフ地震のような大地震時には、人命の安全確保が図られるものの、建物の損傷の程度により、そのままでは継続利用ができないおそれがあります。

### (2) 分庁舎方式の課題

#### ア 来庁者の負担及び業務効率の低下

北名古屋市では、各課を東西庁舎に分散して配置しています。

このため、来庁者の用件が複数課にまたがるような場合には、来庁者に庁舎間の移動を強いることとなり、特に移動することに困難を抱えている障害者や高齢者にとって、大きな負担となっている状況です。

また、行政運営面でも、日常的に文書の庁舎間移動が発生していることや、多様化する市民ニーズに対し、迅速な

対応が求められる中であっても、各課間の協議、連携のために、職員が庁舎間を移動し連絡調整を行うことにより、業務効率の低下を招いています。

#### イ 過大な維持管理コスト

分庁舎方式を維持するために必要となる特殊な経費として、東西庁舎を結ぶシャトルワゴンの運行費が挙げられます。

また、分庁舎方式であるが故に割増しとなる経費として、光熱水費、清掃業務費などが挙げられ、一つの庁舎で行政運営を行う際と比較し、維持管理コストが過大となっていると考えられます。

### 3 統合庁舎の必要性

これまで北名古屋市が行ってきた分庁舎方式による行政運営は、市内に長く住んできた市民にとっては、慣れ親しんだものであること、また、東西庁舎は長寿命化改修を行えば、まだ使える施設であり、新庁舎を建設するよりは短期的には費用負担も少ないことから、「もったいない」との市民感情にも配慮できるといった側面があります。

反面、庁舎が二つあるが故の弊害として、前述のとおり来庁者や職員が必要に応じ、東西庁舎間を行き来しているような状況に加え、**庁舎が一つの場合と比較し、維持管理コストが過大**となっています。

**また、今後の人口減少や職員数を考慮すると、両庁舎をそのまま残した分庁舎方式では、庁舎規模が過大となることが想定され、過剰な施設規模や庁舎敷地に対して、維持管理コストをかけ続けなければならない、という問題が生じるうえ、分庁舎方式を維持するために、少なくない費用を投じ長寿命化改修を実施したとしても、将来的には、改めて多額の費用を要する庁舎の建て替えの検討が必要になります。**

一方、統合庁舎は、庁舎が一つになることにより、現状よりも庁舎が遠くなる市民にとっては不便になるものの、より充実したワンストップサービスの提供や事務の効率化が期待でき、

来庁者のみならず職員にとっても、利便性が上回ることが見込まれます。

また、統合庁舎は建設費などの初期投資は、大きくなることが想定されますが、適正規模の庁舎を建設することにより、その後の光熱水費や人件費などの維持管理コストの削減が期待でき、長期的には庁舎が二つあることよりも、経済性が高くなると考えられます。

## 4 将来的な庁舎のあり方について

庁舎は市の顔ともなる施設であり、これから先、何十年といった長期間の使用が想定されます。

将来的な庁舎のあり方は、目先の状況だけでなく、人口動向や取り巻く社会情勢の変化などを、長い目で見ていく必要もあります。

さらに、昨今、南海トラフ地震の発生が危惧されている中、来庁者や職員の安全面が確保されるとともに、速やかな災害対応活動及び通常業務の継続のための機能を維持することが必要であると考えられます。

以上のことから、本委員会として「統合庁舎とすることが必要である」と結論付けます。

## 5 統合庁舎実現に向けた意見

統合庁舎の実現に向けた取組にあたっては、前提として「市民サービスの最大化」を、常に意識した検討がなされることを期待するとともに、本委員会として、以下のとおり意見を取りまとめました。

### (1) 合意形成について

本委員会の提言を受け、市が統合庁舎へと舵を切る際には、市民に対し、市としての将来ヴィジョンをしっかりと示したうえで、統合庁舎のメリット、デメリットはもとより、市の財政面への影響、とりわけ市民サービスへの影響などについて、丁寧な説明を重ねるとともに、市民からの意見にもしっかりと耳を傾けながら手続きを進めていくことで、北名古屋市民に

望まれるような統合庁舎とすること。

(2) 統合庁舎の整備手法について

ア 新たに用地を取得し、統合庁舎を建設する案のみならず、現在の東西庁舎のどちらかを建て替える案や、既存民間施設、既存公共施設を利活用する案など、統合庁舎の実現手法について、幅広く検討すること。

イ 統合庁舎を新たに建設するとした場合は、市の直営工事だけではなく、民間の資金や技術力を活用する P F I による事業手法など幅広く検討し、費用対効果が最大化される手法を採用すること。

(3) 統合庁舎の立地、アクセスについて

ア 利便性や西春駅との距離感を考慮するとともに、市の中心部付近、最低でも東端を現東庁舎、西端を現西庁舎とするなど、市内のどの地域からも利用しやすくなるよう、統合庁舎の設置場所に配慮すること。

イ 統合庁舎をきたバスの起点、またはバスターミナル化することにより、市内の各地域から乗り換えなしで市役所にアクセスできるような交通環境を構築すること。

なお、バスターミナル化を検討する際は、来庁者の駐車スペースとの兼ね合いや、増加する交通量に対応できるよう、周辺の交通事情も加味して、敷地面積あるいは立地について配慮すること。

(4) 統合庁舎の機能等について

ア 証明書類のコンビニエンスストア交付の普及や、各種業務のデジタル化推進などを含めた、将来的な業務形態や、人口動向を見越した適正な規模の庁舎とすること。

イ 窓口での手続における利用者負担の軽減とともに、職員の業務効率向上のため、国のデジタル庁が推進する自治体窓口 D X 「書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口」の実現に向けた取組を進めること。

ウ 統合庁舎内にコンビニエンスストアの設置を検討し、来庁者の利便性に配慮するとともに、多機能端末による証明書類のオンライン発行を促進し、窓口の混雑緩和及び職員

の負担軽減を図ること。

エ ユニバーサルデザインを意識した建物とし、障害者や高齢者、小さな子どもを連れた利用者等、誰もが利用しやすく、気軽に立ち寄ることができるような庁舎とすること。

オ 今後、発生が危惧される南海トラフ地震などの大地震発生時にあっても、来庁者及び職員の安全確保が確実に図られ、その後の速やかな災害対応活動及び通常業務の継続が可能となるような、耐震または免震性能を有すること。

(5) その他の配慮・検討事項について

ア 例えば小学校区などの各地域に、支所的な機能を持った施設の配置、または既存公共施設への支所的機能の付与などを検討すること。

イ 庁舎統合に合わせ、他の公共施設との複合化も検討すること。

ウ 庁舎統合に当たっては、事務の見直しや各課の配置を最適化し、さらなる事務効率化を図り、職員数の適正化に努めること。

エ 統合庁舎の建設用地として、新たに用地を取得する場合は、周辺の地価を入念に調査するなどし、適正な価格により取得すること。

## おわりに

統合庁舎の実現には、市民への丁寧な説明をはじめ、場所や規模、建設費用等、検討及び調整する事項が多岐にわたるため、計画的に取り組む必要があると考えられます。

この提言書の内容が、今後の北名古屋市における議論の出発点となり、実現可能性及び費用対効果の検証など、さらなる詳細な検討が行われることを併せて期待するものです。

また、最後になりましたが、将来的な統合庁舎整備後の現東西庁舎についても、跡地利用、売却及び借地返還の検討など、市民及び市にとって最も有効な手法で取り扱われることを望みます。

# 北名古屋市庁舎のあり方検討委員会委員名簿

| 職 名  | 氏 名                  | 所属等                        |
|------|----------------------|----------------------------|
| 委員長  | すずき あつし<br>鈴木 温      | 名城大学理工学部<br>社会基盤デザイン工学科 教授 |
| 副委員長 | おがわ よしみ<br>小川 義美     | 市民委員                       |
|      | すぎうら けいこ<br>杉 浦 恵子   | 北名古屋市民生委員児童委員協議会<br>会長     |
|      | いまさか ともみ<br>今 坂 友美   | 北名古屋市商工会青年部 部長             |
|      | すぎやま かつひで<br>杉 山 克 秀 | 市民委員                       |
|      | しみず こうじ<br>清 水 晃 治   | 市議会議員                      |
|      | いとう しげひろ<br>伊 藤 誠 浩  | 副市長                        |

